

次期「あいち はぐみんプラン」の策定について

1 策定の経緯

愛知県の少子化対策の基本計画である「あいち はぐみんプラン」の計画期間が今年度末に終了することから、年度内に次期計画を策定する。

あいち はぐみんプランの内容

◆計画の性格

愛知県少子化対策推進条例に基づく基本計画
次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画
母子及び寡婦福祉法に基づく計画

◆計画期間

平成 22 年度～26 年度（5 年間）

◆計画の考え方

- ・中長期的な視野に立った少子化対策について、就職・結婚を含むライフステージに応じた体系とし、各ライフステージ別の課題を踏まえた施策を位置づけ
- ・ライフステージごとのあらゆる基本施策の実施に当たっては、市町村との連携を始め、企業、NPO等多様な主体との協働・連携に留意しながら推進

2 次期「あいち はぐみんプラン」の位置づけ

「あいち はぐみんプラン」は、本県の子ども・子育てに関する総合的な計画であり、次期プランにおいては、新たに策定が必要となる「子ども・子育て支援事業支援計画」、「子どもの貧困対策計画」及び子どもを虐待から守る条例に基づく「児童虐待防止基本計画」と一体的に策定することにより、本県の子ども・子育て支援施策の一層の充実を図る。

3 次期計画の主なポイント

(1) ライフステージに応じた少子化対策

若者の就職、結婚・妊娠・出産から子育てまでの各ステージ別の今日的な課題等を踏まえ、新たに若者への妊娠・出産に関する健康教育や、病児・病後児保育及び放課後児童クラブの充実などの施策を盛り込む。

(2) 地域の子育て支援の量の拡充・質の向上（新規）

地域のニーズを踏まえた、認定こども園、幼稚園及び保育所の計画的な整備や、人材の確保及び専門性を高める取組等を盛り込む。

【子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法第 62 条）】

(3) すべての人・子育て家庭に対する支援（拡充）

○子どもの貧困対策を総合的に推進するため、これまで「あいち はぐみんプラン」に位置づけられていた「経済的支援の充実」や「ひとり親家庭への支援」に加え、国が定める大綱を踏まえた支援への取組等を盛り込む。

【子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条）】

○児童虐待の予防と早期発見・早期対応のため、関係機関の連携強化や妊娠期からの総合的な子育て支援に関する取組を盛り込むとともに、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、施設の小規模化や里親委託の推進など、家庭的養護の推進に関する取組を盛り込む。

【児童虐待防止基本計画（愛知県子どもを虐待から守る条例第 10 条）】

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進（拡充）

男性の育児参加の推進、女性が社会で活躍できる環境の整備、企業と協力したワーク・ライフ・バランスの更なる推進等の取組を盛り込む。

4 計画策定体制

子どもの保護者、市町村、事業主・労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び学識経験者を構成員とする「愛知県子ども・子育て会議（愛知県社会福祉審議会児童福祉専門分科会）」（会長：後藤澄江日本福祉大学教授）を設置し、計画策定に当たり御意見をいただいている。

5 スケジュール

平成 25 年	7 月	子ども・子育て会議の設置（社会福祉審議会条例の一部改正）
	8 月	第 1 回会議の開催（新制度の概要説明、県民意識調査の項目等検討等）
	11 月	少子化に関する県民意識調査の実施（3 月に結果を公表）
平成 26 年	3 月	第 2 回会議の開催（県支援計画の概要説明、県民意識調査の結果報告等）
	6 月	第 3 回会議の開催（次期プランの位置づけ、体系等）
	7～8 月	市町村ヒアリングの実施
	9 月	第 4 回会議の開催（計画概要の検討）
	12 月	第 5 回会議の開催（素案の検討）
平成 27 年	12～1 月	パブリックコメントの実施
	2 月	第 6 回会議の開催（最終案の検討）
	3 月	計画の策定・公表